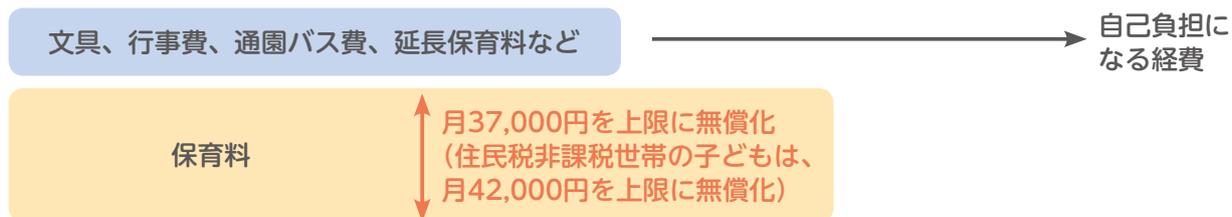
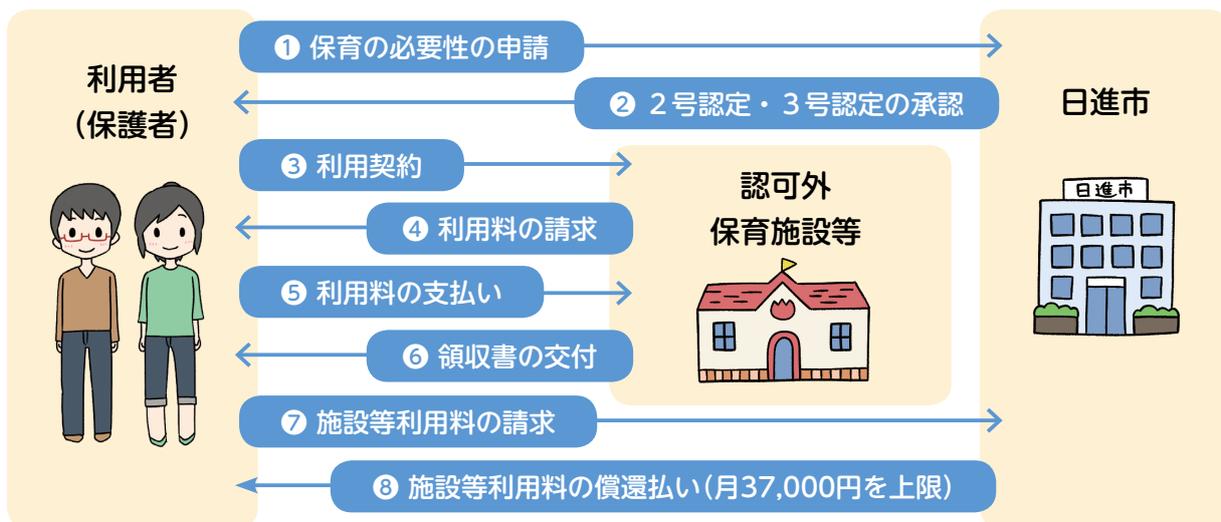


2 月額保育無償化のイメージ



3 償還払いの手続き（イメージ）



*月ごとにすべての利用料をまとめて請求してください。

8

就学前の障害児の発達支援

1 利用料の無償化

3～5歳までの、障害のある子どものための児童発達支援等の利用者負担が無償化されます。医療費や食費等の現在実費で負担しているものは無償化の対象となりません。

幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合は、保育料・利用料とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。ご利用の障害児サービス事業所の間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。受給者証については、更新の際に無償化対象であることを記載させていただきます。

【対象施設】 児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

【対象児】 満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間

■具体的な対象児の例

時期	対象児
2019年10月1日～2020年3月31日	誕生日が2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日～2021年3月31日	誕生日が2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども